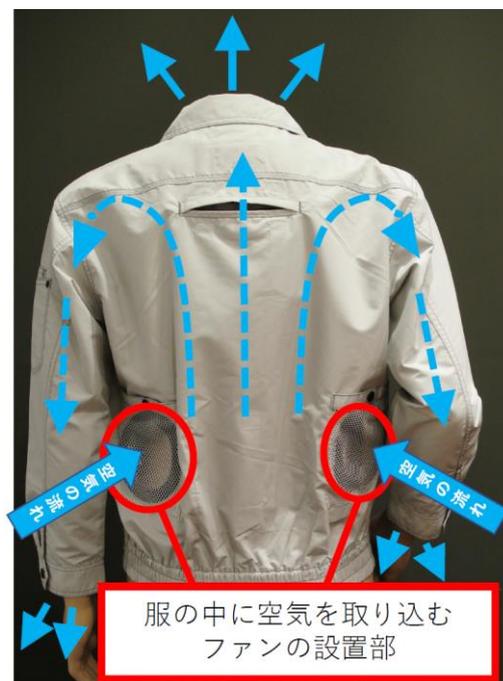


(別紙)

### 被告各製品構成目録

- a 服本体の後身頃の下部寄りには、電動ファンを設置するための設置部が左右に二つ形成されている。そして、当該電動ファンは、外気を服の中に取り込み、袖口や首周りから排出することで、服の中に空気の流れを生じさせる。



- b 服本体の後身頃の背上部には、転落防止のための命綱（ランヤード）及び命綱の先端に取り付けるフックを服内から服外、あるいは命綱を服外から服内に通すための穴（以下「本件穴」という。）及び円柱状構造物（以下、単に「円柱状構造物」という。）が設けられている。



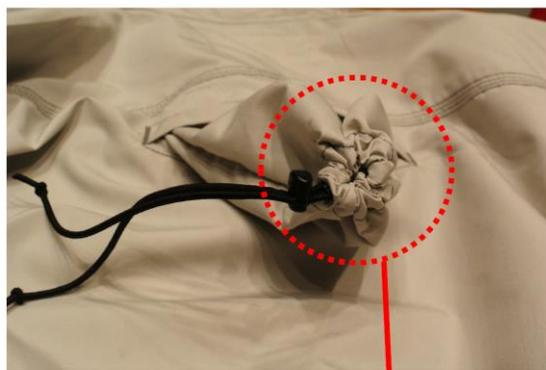
服の生地に設けられた穴  
(服の内側に通じる)



命綱及びフックを通すための  
円柱状構造物



c 円柱状構造物の先端近傍には環状袋が設けられ、当該環状袋には紐が通されている。当該紐にはコードストッパーが取り付けられ、このコードストッパーと紐により環状袋を収縮させて円柱状構造物の開口部を閉じることにより、上記電動ファンが服の中に取り込んだ空気が当該開口部から漏れることを防止することが可能である。



円柱状構造物の先端近傍部分  
を収縮させ、空気漏れを防止



d 円柱状構造物は、筒状の形状である。円柱状構造物の上記構成 c に記載の開口部の反対側の端部は、本件穴の周囲に沿って、服本体の内側の生地に接着する形で縫い付けられている（この縫い付けられている部分の長さは、34cmである）。



筒状の形状をした  
円柱状構造物



服の内側の生地に接着する形  
で縫い付けられる



服の内側の生地に接着する形で縫い  
付けられる（その長さは34cm）



e 円柱状構造物は、服本体の外側に引き出すことも、内側に引き出して外側に出ない状態にすることも可能である。



- f 本件穴は、本件穴に沿って取り付けられたファスナーにより、開けたり閉じたりすることが可能である。

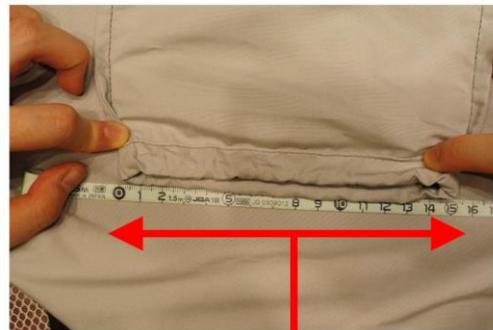


服本体の後身頃の背上部の穴は、ファスナーにより開けたり閉じたりすることが可能（その長さは14 cm）

- g 円柱状構造物の服本体の内側の生地に着着する箇所（接着箇所）の長さは19 cm、円柱状構造物の開口部の長さは15 cmであり、当該接着箇所の長さ（19 cm）と、当該開口部の長さ（15 cm）では、後者の開口部の方が周囲の長さが短くなっている。



円柱状構造物と服との接着箇所は19 cm



円柱状構造物の開口部の長さは15 cm

- h 円柱状構造物は、服の内側に取り出して丸めた上で、マジックテープの留め具で、この状態を保持することが可能である。



マジックテープ  
の留め具

丸めた状態の  
円柱状構造物



- i 服の裾部は、伸縮性のある素材が使用されており、当該素材が腰部にフィットすることで、電動ファンにより取り込んだ空気が同裾部から漏れることを防ぐことが可能である。



裾部は収縮性のある素材が使用されており、裾からの空気漏れを防ぐ。

以上

(別紙)

被告ら主張図面目録

図 1



図 2

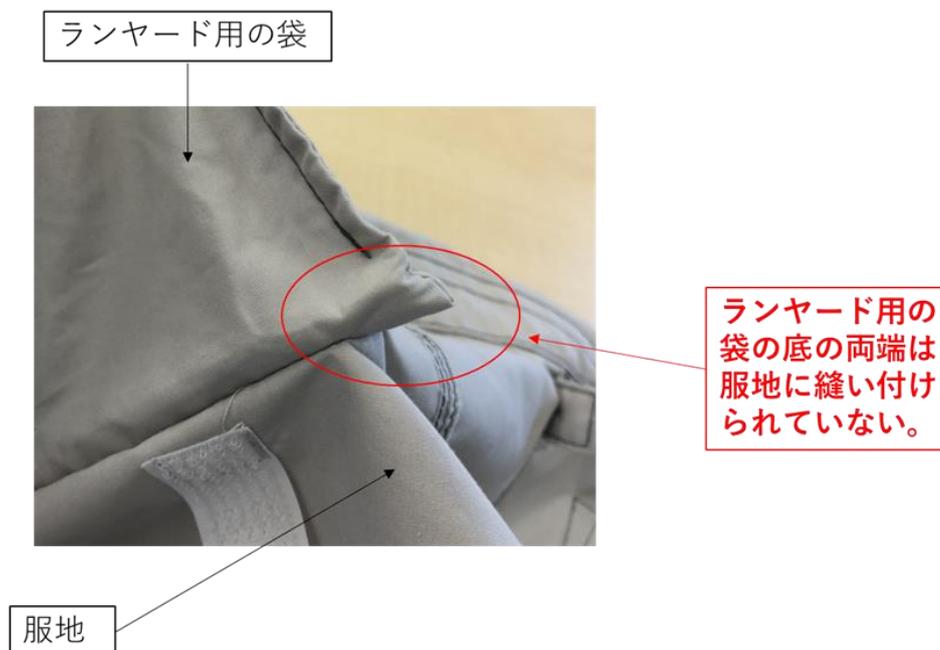


図 3



図 4

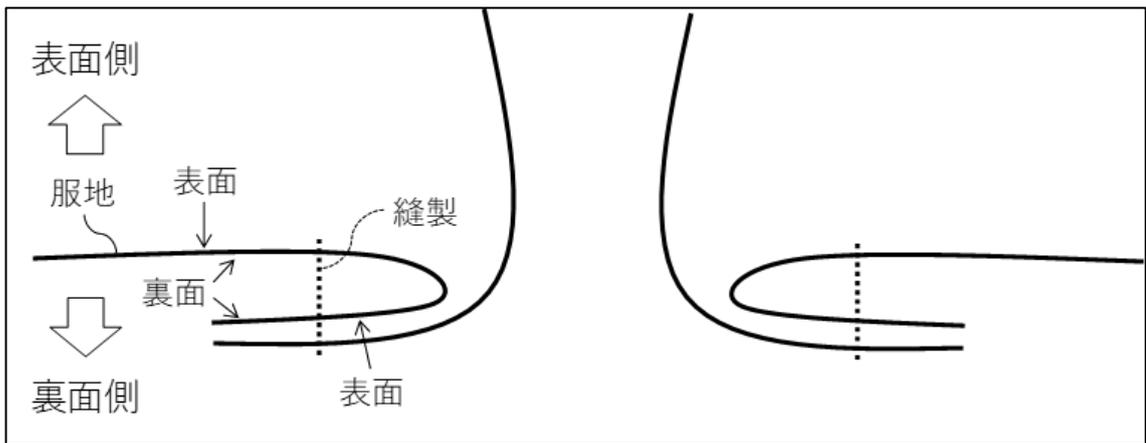
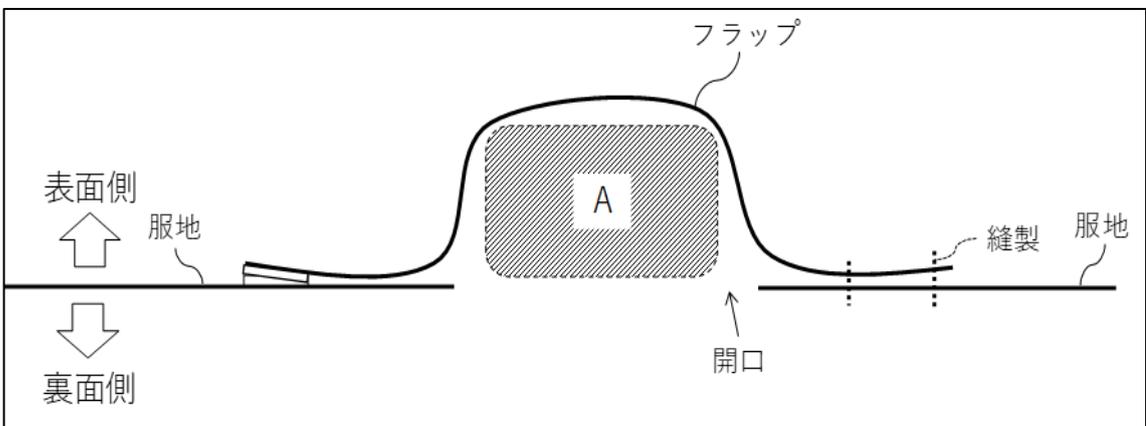


図 5



以上